

# 補助対象・対象外の主な具体例

対象となる主なもの	対象外となる主なもの
<p>備品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノータッチ式ディスプレイセンサー（自動消毒液噴霧器）</li> <li>・非接触体温計</li> <li>・キャッシュレス機器</li> <li>・空気清浄機</li> <li>・サーモグラフィ</li> <li>・パーテーション</li> <li>・飛沫防止アクリルボード</li> <li>・その他町長が特に適当と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等と照らし合わせて、感染症対策として適当と判断されない備品・設備</li> <li>・自宅兼店舗（事務所）に整備しようとする経費（事業用の店舗、事務所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）</li> <li>・マスクや消毒液などの消耗品</li> <li>・感染症対策として適当ではない備品・設備</li> <li>・従業員等の利便性・快適性向上のために導入されるもの</li> <li>・老朽化等による既存備品等の取り換え、買い替え</li> <li>・中古品、転売品</li> <li>・その他町長が不適切と認めるもの</li> </ul>
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備工事（取り換えの場合は機能向上が図られるもの）</li> <li>・換気機能付きエアコン（換気機能がないエアコンから換気機能付きエアコンへの取り替えは対象）</li> <li>・網戸設置工事（取り換えは不可）</li> <li>・窓増設工事</li> <li>・パーテーション設置工事</li> <li>・飛沫防止アクリル板設置工事</li> <li>・不特定多数が触れる場所の自動化工事（自動ドア等）</li> <li>・セルフレジ設置工事</li> <li>・券売機の導入工事</li> <li>・トイレ等人感センサー付き照明器具設置工事</li> <li>・自動水栓設置工事</li> <li>・テイクアウト導入に係る設備工事（テイクアウト専用レーン導入設備費用、ドライブスルー導入設備費用）</li> <li>・その他町長が特に適当と認めるもの</li> </ul>	